

事務連絡
平成 24 年 10 月 1 日

各〔都道府県〕
〔指定都市〕 民生主管部（局） 御中
〔中核市〕

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の
施行に伴う同法第 30 条の保育所等における適切な対応について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「法」という。）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令（平成 24 年政令第 244 号）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成 24 年厚生労働省令第 132 号。以下「施行規則」という。）の趣旨及び内容については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について（通知）」（平成 23 年 6 月 24 日付け社援発 0624 第 3 号）及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行について（通知）」（平成 24 年 9 月 24 日付け地発 0924 第 2 号・雇児発 0924 第 2 号・社援発 0924 第 5 号）でお示ししたところですが、法令の施行に当たっては、法第 30 条に定める保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等について、保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）に基づく適切な対応の徹底を図る必要があります。

つきましては、保育所等における対応に当たっては、下記 1 の基本的視点に立ち、下記 2 の手引き等の資料を参照しながら対応いただくよう、管内市町村（特別区を含む。）を通じ、保育所等の長に周知をお願い致します。

記

1. 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点

(1) 障害者虐待の防止と対応のポイント

- ① 虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであり、虐待が発生してからの対応はもとより、虐待を未然に防止することが最も重要であること。
- ② 障害者虐待への対応としては、問題が深刻化する前に早期に発見し、障害

者や養護者等に対する支援を開始することが重要であること。

- ③ 障害者本人の自己決定が難しい場合や、養護者との信頼関係を築くことができている場合であっても、障害者の安全確保を最優先するために緊急保護を必要とする場合があること。
- ④ 障害者本人の自己決定を支援する視点が重要であるとともに、在宅の虐待事案では、虐待している養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくないため、養護者支援についても意識する必要があること。
- ⑤ 支援の各段階において、関係機関が連携を取りながら、障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要であること。

(2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント

- ① 虐待を行っている者が、自分の行為が虐待に当たると気づいていない場合もあるが、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があること。
- ② 障害の特性から、障害者本人が、自らが受けている行為が虐待であると認識できない場合があること。本人からの訴えがない場合には、周囲がより積極的に介入をしなければ、虐待が長期化したり、深刻化したりする危険があること。
- ③ 施設や就労現場で発生した虐待について、家族が「これくらいのことは仕方ない」と虐待する側を擁護したり、虐待の事実を否定したりすることがあること。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考える必要があること。
- ④ 虐待事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け、組織的に行うことが必要であること。その前提として、それぞれの組織の管理職が、虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要であること。

※ 以上は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成 24 年 10 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）8 ページから 11 ページを要約したものです。

2. 参考資料

(1) 保育所保育指針（抄）

※ 保育所保育指針（全体版）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

(2) 「子ども虐待対応の手引き（平成21年3月31日改正版）」（抄）

※ 「子ども虐待対応の手引き」（全体版）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf

(3) 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成24年10月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）

(4) 「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」（平成24年9月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）

(5) 厚生労働省ホームページ「障害者虐待防止法が施行されます」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai_ahukushi/gyakutaiboushi/

保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）（抄）

※ 波線内は、「保育所保育指針解説書」（平成 20 年 3 月厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課）における記載事項。

第四章 保育の計画及び評価

1 保育の計画

(三) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

ウ 障害のある子どもの保育

(ア) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

(イ) 保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。

(ウ) 家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応すること。

(エ) 専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。

③ 障害のある子どもの保育

【保育所における障害のある子どもの理解と保育の展開】

保育所においては、すべての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ち合っています。障害のある子どもが安心して生活できる保育環境となるよう十分に配慮します。

一人一人の障害は様々であり、その状態も多様であることから、保育士等は、子どもが発達してきた過程や心身の状態を把握し、理解することが大切です。子どもとの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりを両面を大事にしながら、保育を展開していきます。

【個別の指導計画と支援計画】

保育所では、障害のある子ども一人一人の実態を的確に把握し、安定した生活を送る中で、子どもが自己を十分に発揮できるよう見通しを持って保育することが必要です。そこで、必要に応じて個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけておくことが大切です。その際には、障害の状態や生活や遊びに取

り組む姿、活動への関心や参加の様子、さらには友達との関わりなどをていねいに把握して、クラス等の指導計画と個別の指導計画をどう関連させていくのか、環境構成や援助として特に何を配慮していくのかなど、具体的に見通すことが大事になります。また、計画に基づく支援が、長期的にどのような方向性をめざしていくのか、担当保育士をはじめ、看護師等や栄養士、嘱託医などが連携することが基本です。

学校教育において、幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うために、個別の教育支援計画の作成が進められている今日、保育所においても、市町村や地域の療育機関などの支援を受けながら、長期的な見通しを持った支援のための個別の計画の作成が求められます。その際、各保育所においては、保護者や子どもの主治医、地域の専門機関など、子どもに関わる様々な人や機関と連携を図ることが重要です。こうした取組が小学校以降の個別の支援への連続性を持つこととなります。

【職員相互の連携】

障害のある子どもの理解と援助に当たっては、担当保育士だけではなく、職員全体で共通理解を図りながら取り組むことが基本です。そのためには、施設長が中心となり、職員全体で定期的かつ必要に応じて話し合う機会を持つことが求められます。

担当保育士を中心にその日の子どもの心身の状況に応じて、職員間で協力しながら保育を進めていくことが重要です。

【家庭との連携】

障害のある子どもの理解と援助は、子どもの保護者や家庭との連携が何よりも大切になります。保育所と家庭での生活の状況を伝え合うことで、子どもの理解を深め合うことや、保護者の悩みや不安などを理解し支えていくことなどが可能となります。こうした連携を通して保護者が保育所を信頼し、子どもについての共通理解のもとに協力し合う関係を形成することができます。

また、他の子どもの保護者に対しても、保育所での生活の中で、子どもが互いに育ち合う姿を通して、障害についての理解が深まるようにすることが大切です。その際、子どもとその保護者や家族に関するプライバシーの保護には十分留意します。

【地域や専門機関との連携】

障害のある子どもの保育に当たっては、地域の専門機関と連携し適切なアドバイスを受けながら取り組んでいくことが必要となります。そのためには、保育所と専門機関とが定期的、または必要に応じて話し合う機会を持ち、子どもへの理解を深め、保育の取組の方向性について確認し合うことが大事です。

また、就学する際には、保護者や関係する専門機関がそれまでの経過やその後

の見通しについて協議し、その子どもにとって最も適していると思われる支援のあり方を考えていくことが求められます。

第五章 健康及び安全

1 子どもの健康支援

(一) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

ウ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「要保護児童対策地域協議会」という。）で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

⑤虐待の予防・早期発見等の対策

【虐待対策の必要性】

- 保育現場は、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等が把握できる機会があるだけでなく、保護者の状況なども把握することが可能です。保護者からの相談を受けたり、支援を行うことにより、虐待発生の予防的機能も可能になります。
- マニュアルを作成し、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること、また、市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要です。

【虐待等の早期発見】

- 子どもの身体の状態、情緒面や行動、養育の状態等について、普段からきめ細かに観察することが必要です。また、保護者や家族の日常生活や言動等の状態を見守ることが望まれます。

コラム：◎「観察」の主な要点

保育士等が子どもの状態を把握するための視点として以下のことがあげられます。

- ◎子どもの身体の状態：低身長、やせているなどの発育障害や栄養障害、不自然な傷・皮下出血・骨折・火傷、虫歯が多いまたは急な虫歯の増加 等
- ◎心や行動の状態：脅えた表情・暗い表情、極端に落ち着きがない、激しい癩癩、笑いが少ない、泣きやすい、言葉が少ない、多動、不活発、攻撃的行動、衣服の着脱を嫌う、食欲不振、極端な偏食、拒食・過食 等
- ◎不適切な養育状態：不潔な服装や体、歯磨きをしていない、予防接種や医療を受けていない状態 等
- ◎親や家族の状態：子どものことを話したがない、子どもの心身について説明し

ない、子どもに対する拒否的態度、しつけが厳しすぎる、叱ることが多い、理由のない欠席や早退、不規則な登所時刻 等

【虐待等が疑われる場合や気になるケースを発見した時の対応】

保育所では、保護者が何らかの困難を抱え、そのために養育が不適切になる恐れがあると思われる場合には、常に予防的に精神面、生活面を援助していく必要があります。上記の種々の事項に応じて、実際に不適切な養育が起こっていると疑われる場合や気になるケースを発見した時は、速やかに市町村や関係機関と連携を取ることが必要です。なお、この対応については、第6章においても記述されています。

3 食育の推進

(四) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

③障害のある子ども

障害のある子どもに対し、他の子どもと異なる食事を提供する場合があります。食事の摂取に際しても介助が必要な場合があります。療育機関、医療機関等の専門職の指導・指示を受けて、一人一人の子どもの心身の状態、特に、咀嚼や嚥下の摂食機能や手指等の運動機能等の状態に応じた配慮が必要です。また、誤飲をはじめとする事故の防止にも留意しなければなりません。さらに、他の子どもや保護者が、障害のある子どもの食生活について理解できるように配慮します。

第六章 保護者に対する支援

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

(四) 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

(4) 障害や発達上の課題が見られる子どもとその保護者に対する支援

障害や発達上の課題が見られる子どもとその保護者に対しては、更に十分な配慮のもとに保育並びに支援を行うことが必要です。これらの子どもの保育に当たっては、第4章－1－(3)－「ウ障害のある子どもの保育」に記されている事項を十分に配慮し、保護者、主治医や関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて療育機関等の専門機関からの助言を受けるなど、適切な対応を図る必要があります。また、保護者に対しては必要に応じて保育指導を行うとと

もに、他の子どもや保護者に対して、障害に対する正しい知識や認識ができるように支援する必要があります。

なお、発達障害者支援法に基づき、市町村が保育の実施に当たって発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通して図られるよう配慮して入所を決定した場合には、特に上述の事項を踏まえて支援を行うことが求められます。また、幼稚園、小学校との連携に当たっては、学校教育における個別支援計画の策定とも関連することに留意することが必要です。

(六) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

(6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合の支援

保護者に不適切な養育等や虐待が疑われる場合の保護者支援には、時に保育所と保護者との間で意向や気持ちにずれが生じたり、対立が生じかねないことがあります。何よりも重要なことは、常日頃、保護者との接触を十分に行い、保護者と子どもとの関係に心を配り、ソーシャルワークの機能を念頭に置いて、関係機関との連携のもとに、子どもの最善の利益を重視して支援を行うことです。そのことが保護者の養育に変化をもたらし、あるいは虐待の予防や養育の改善に寄与する可能性を広げます。

しかし、保育所や保育士等による対応では不十分であったり、限界があると判断される場合には、関係機関との連携がより強く求められます。特に児童虐待の防止等に関する法律が規定する虐待に関する通告義務は、保育所や保育士等にも課せられています。このような場合は、特に児童相談所等の関係機関との連携、協力が求められます。これらに関する対応については、第5章の1「子どもの健康支援」の内容を踏まえ、必要なマニュアルなどを作成し活用するとともに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）との関係を深め、参画することが求められます。

「子ども虐待対応の手引き（平成21年3月31日改正版）」（抄）

第11章 関係機関との協働

8. 保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携

（1）保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携の意義

市町村における児童虐待対策の充実を図るために要保護児童対策地域協議会が法定化され、この協議会を構成する主要機関である保育所及び学校（幼稚園・小学校・中学校・高校を含む。以下同じ。）は、児童虐待に関する知識・技術を高め、虐待の予防、発見、対応において重要な役割を発揮しつつある。

保育所及び学校は、昼間子どもたちが家庭から離れ、同年齢集団等の中で学び、遊び、生活する場であることから、虐待を受けている子どもや不適切な養育環境にある子どもにとって、昼間、家庭から離れ、保育所や学校において、心身の健康と安全が保障されるとともに、家庭での生活状態を日々観察する機会がもてることの意義は大きく、関係者には、より深い子どもの理解と人権擁護等への認識が求められる。

（2）保育所、学校等との連携にあたっての留意事項

〔1〕発見通告時の現場のとまどい

保育所については、「保育所保育指針」が平成20年3月28日厚生労働省告示第141号として告示され（施行平成21年施行予定）、その第5章「健康及び安全」及び第6章「保護者に対する支援」に保育所における子どもへの虐待等への対応が規定されている。第5章では、「1. 子どもの健康支援」として、「子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること」としている。また、第6章では、「2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」として、保護者に育児不安等が見られる場合、不適切な養育が疑われる場合、虐待が疑われる場合とそれぞれの対応について明記している。保育所においては、こうした書き分けを十分理解し、虐待が疑われる前の段階での迅速かつ適切な対応が重要であると認識する必要がある。

全国の保育所においては、日常的かつ継続的に子どもや保護者と関わる中で、保護者の子育てを支援し、虐待の芽を摘むなどの適切な対応が求められる。特に告示化された保育指針を踏まえて、各保育所が保育所の役割や機能を適切に発揮することが望まれる。